

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の
財務諸表の承認に係る事務局の確認

1 財務諸表承認に当たっての確認の方針

公立大学法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出し、その承認を受けなければならない（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項）。市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない（地方独立行政法人法第34条第3項）。

市長が行う公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の財務諸表の承認については、地方独立行政法人法等の法令にその根拠があり、当該承認に係る根拠法令に則った財務諸表の作成及び提出がなされている必要がある。

また、公立大学法人の会計は、財務諸表によって、市民その他の利害関係者の判断を誤らせることのないよう必要な会計情報を明瞭に表示し、財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。

したがって、財務諸表の承認にあたり、評価委員会事務局においては、国立大学法人に係る承認の考え方に準じて、「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行う。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査の対象となっているため、主要な計数等についての確認を行う。

2 財務諸表の承認に当たって確認する内容

(1) 合規性の遵守

確認事項	確認結果
提出期限は遵守されたか。 ※当該事業年度の終了後3箇月以内（6月末）に提出（地方独立行政法人法第34条第1項）	平成29年6月30日に財務諸表等の提出があった。
必要な書類がすべて提出されたか。 ※①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）、②決算報告書、③業務実績報告書、④監査報告書（地方独立行政法人法第34条第2項）	すべて提出されている。

確認事項	確認結果
監事の監査証明に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認事項	確認結果
表示科目、会計方針、注記等記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏はないことを確認した。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間（主要表と附属明細書との相互間等）における計数の整合がとれているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
運営費交付金に係る会計処理は適正か。	適正に処理されていることを確認した。

3 確認の結果

上記2の各項目について確認を行った結果、すべての項目に齟齬はなく、財務諸表の承認に当たって、事務局として特に問題はないものと考えられる。